

(公財)やまなみ文化基金

— 令和7年度 助成事業募集! —

募集期間 R6.11.12~R7.1.27



(公財) やまなみ文化基金とは

昭和59年8月、山梨日日新聞社及び山梨放送から県に寄付された3億円を県が全額出資し、(財)やまなみ文化基金が設立されました。(平成24年4月1日公益財団法人に移行。)

この基金は、県民の皆さんの文化活動が、自主的かつ活発に推進されるよう、文化団体等に助成を行うことにより、個性豊かな地域文化の発展に寄与することを目的として設立されました。

こんな事業に助成を行います

地域文化振興事業 への助成

地域に残る優れた伝統芸能文化の保存や伝承活動の促進、また地域における新しい文化の創造のための事業など

芸術文化の創作・ 成果発表への助成

県民の芸術文化活動が自主的かつ活発に行われるよう、各種芸術文化団体等が行う活動成果の発表会など

文化教養活動 への助成

県民の文化意識の高揚を図るため、地域の各種文化団体等が行う国内外の文化を取り上げた事業や講演会など

助成対象となる事業は

個性豊かな地域文化の向上に寄与すると認められる事業で、次に該当するものです。

- ① 県民が創作・研究し、発表するもの
- ② 伝統文化を伝承し、発表するもの
- ③ 文化に関するシンポジウム、講演会等の開催
- ④ 国内外の文化を取り上げた公演・発表事業の開催
- ⑤ 本県出身者が県内で文化活動を行うもの



助成対象とならない事業は

- ① 事業費が100万円未満のもの
- ② 特定の人や団体の関係者だけを対象とし、一般の県民が参加できないもの
- ③ 過去2年度（令和5～令和6年度）に本基金の助成を受けた同一事業者による同一内容とみられる事業

助成対象となる事業者は

県内に居住または県内で活動する文化団体等で、次の①～③に該当するものです。

- ① 一定の活動実績があること
- ② 団体にあつては一定の規約を有し、代表者が明らかであること
- ③ 会計処理が明確であること

助成対象経費は

助成事業の実施に必要な経費とします。ただし、次の経費は除きます。

- ① 食糧費
- ② 助成対象事業者の構成員（職員）等に支払う人件費
- ③ 費用を特定できない不明瞭な経費（明確な根拠のないガソリン代・電話通話料等）

助成金の額は

助成対象経費の合計額から他の団体からの補助金、助成金等の収入を除いた額の2分の1以内で、（公財）やまなみ文化基金の予算の範囲内の額です。

※参考 R5年度助成実績：12件 474万円

申し込みの方法は

助成を希望する団体等の代表者は、申込書、収支見込及び資料を（公財）やまなみ文化基金事務局へ持参又は郵送して下さい。

※ 申込書は、[やまなみ文化基金ホームページ（下記）](https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/yamanami.html)からダウンロードできます。

<https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/yamanami.html>

又は「[やまなみ文化基金](#)」で検索してください。

令和7年度助成事業の申込期間は

令和6年11月12日（火）から令和7年1月27日（月）（必着）です。

助成事業の選考は

（公財）やまなみ文化基金が設けた文化芸術に関する有識者による選考委員会で行います。

※ 申請者の選考委員会への出席は不要です。（書面審査）
申請内容については、別途、担当者より電話等で詳細をお伺いします。

助成事業の決定は、令和7年3月下旬です。

お問合せ先

（公財）やまなみ文化基金事務局

（山梨県庁防災新館3階 山梨県観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課内）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 電話 055-223-1797 FAX055-223-1793